

みなさんご存知ですか？寄附禁止のルール 政治家の寄附は禁止、 有権者が求めることも 禁止されています。

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

				
お歳暮やお年賀	お祭りへの寄附や差し入れ	落成式・開店祝の花輪	葬式の花輪・供花	地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
				
結婚祝 ^(※)	病氣見舞い	香典 ^(※)	町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ	入学祝・卒業祝

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。

次の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止※の対象となります。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ① 政治家の寄附の禁止 | ④ 後援団体の寄附の禁止 |
| ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止 | ⑤ 年賀状等のあいさつ状の禁止 |
| ③ 政治家の関係団体の寄附の禁止 | ⑥ あいさつを目的とする有料広告の禁止 |

※「公民権停止」とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

詳しくは 武雄市役所ホームページ <http://www.city.takeo.lg.jp/shisei/senkyo/kifukinshi.html>
または、武雄市選挙管理委員会 ☎0954-23-9211